

平成26年第1回竜王町議会定例会（第1号）

平成26年3月4日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（第1日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 6号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 7号 竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 8号 竜王町再生可能エネルギー等導入促進基金条例
- 日程第 6 議第 9号 竜王町地域の元気臨時交付金基金条例
- 日程第 7 議第10号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第11号 竜王町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第12号 竜王町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第13号 竜王町ふれあい相談発達支援センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議第14号 竜王町環境基本条例
- 日程第12 議第15号 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議第16号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議第17号 竜王町水道事業の剰余金の処分等に関する条例
- 日程第15 議第18号 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議第19号 平成25年度竜王町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議第20号 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第18 議第21号 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第5号）
- 日程第19 議第22号 平成25年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議第23号 平成25年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議第24号 平成25年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号)

- 日程第22 議第25号 平成25年度竜王町水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第23 議第26号 平成26年度竜王町一般会計予算
- 日程第24 議第27号 平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算
- 日程第25 議第28号 平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算
- 日程第26 議第29号 平成26年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第27 議第30号 平成26年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議第31号 平成26年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議第32号 平成26年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議第33号 平成26年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第31 議第34号 近江八幡市及び竜王町子ども療育事業に関する事務の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第32 議第35号 町営土地改良事業の事業計画の変更について
- 日程第33 議員派遣について

2 会議に出席した議員（10名）

1番	小森重剛	3番	若井敏子
4番	岡山富男	5番	山田義明
6番	内山英作	7番	貴多正幸
8番	古株克彦	9番	松浦博
11番	菱田三男	12番	蔵口嘉寿男

3 会議に欠席した議員（2名）

2番	竹山兵司	10番	西村公作
----	------	-----	------

4 会議録署名議員

6番	内山英作	7番	貴多正幸
----	------	----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	川部治夫
教育長	岡谷ふさ子	会計管理者	赤佐九彦
総務政策主監兼 産業建設主監	福山忠雄	住民福祉主監	松瀬徳之助
総務課長	奥浩市	政策推進課長	杼木栄司
生活安全課長	井口清幸	住民税務課長	犬井教子
健康推進課長	嶋林さちこ	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	田邊正俊
建設計画課長	井口和人	上下水道課長	徳谷則一
工業団地推進課長	尾崎康人	教育次長	山添登代一
学務課長	市田太芽男	生涯学習課長	竹内修

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	若井政彦	書記	白井由美子
--------	------	----	-------

開会 午後1時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、10人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成26年第1回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。

平成26年第1回竜王町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成26年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多用の中を万障お繰り合わせの上、御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

3月26日までの23日間の会期予定でございますが、この間何とぞよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

三寒四温を繰り返しながら、日一日と春めいていくことかとは存じますものの、まだまだ寒さが続きます昨今でございますが、議員の皆様におかれましては御健勝にて、日々議会活動に御専念をいただき、あわせまして、我々行政に携わる者に対しまして、格段の御指導と御鞭撻を頂戴いたしておりますことに、深甚なる感謝と心からの御礼を申し上げるところでございます。

ことしは町制がしかれて59年になり、60周年の前の1年であります。町民の皆様とともに心清らかに、また心新たに60周年を迎えるためには、この1年間をいかなる年とするべきか、既に2カ月過ぎたところでありますが、残り10カ月を大切に過ごさなければいけないと思っています。

進捗の度合いが遅い事業、滞っているプロジェクト、また進行中の諸事業、それぞれに関して、皆さんの目に映る形で節目を刻めるようにすることが還暦前の大切な1年として目指すところのものではないかと考えています。積み残しを少なくすれば少なくするほど、充実した思いで60周年を迎えられることは言うまでもございません。

年初からこの1年の行政取組方針に関し、以上のような話を続けておりましたやさきの1月26日早朝に、庁舎別館2階の有線放送本部が焼失する火災が発生いたしました。出火原因は床に近いコンセント部分の配線からと推測されていますが、この火災で放送機器が全焼し、その上、有線放送農業協同組合が長年歩ん

でこられたもろもろの積み重ねであるディスク、テープも大半が焼失し、組合長ほか幹部の皆さんの痛恨のお気持ちのほど、察するに余りあるものが伝わってまいりました。

火災後、関係者の方々による懸命の後始末、また今後の方策等協議を重ねてこられ、有線放送として復旧への第1段階までこぎつけられたのですが、放送設備の復旧に関するのみでも相応の費用となり、建物は町の方で、修復に当るべく加入している町村会共済と折衝しているところでございます。

現場検証が終了し、一息つけたのもつかの間、岡屋地先で中高層住宅火災が発生し、当日出動していた消防団全員が一瞬耳を疑うようなありさまでした。建物の特質から放水が届きませず、消火までに4時間を費やし、無論建物は全焼したところであります。

昨年度、本町にて雑草が燃えるその他火災の増加が目立ち、住民の皆様にご注意喚起を続けてまいりましたが、建物火災が2件続いた今、改めまして、火災予防に努めてまいらねばならないと、先日の消防団幹事会の席にても確認させていただいた次第であります。

話を転じさせていただきますが、安倍政権が誕生して1年と2カ月が経過いたしました。アベノミクス効果が着実に広がり、株式上場企業の本年3月期の連結経常利益は前期比30%増える見通しで、全体の3分の1に当たる417社の企業が業績予想を上方修正したと報じられています。収益回復の裾野が広がってきているあかしであり、景気回復への足取りがより確実になってきているということでもあります。

町内立地の大手企業も堅調な経営を続けておられ、力強く感じているところでもあります。この4月に実施される消費税アップ後の消費動向、また東南アジア等新興国経済の変調、円安効果も一巡の段階にあること等、不安材料は残り、身近なところでは、低所得者がふえ、非正規雇用労働者が増加し、2,000万人超になっていることは、まだまだ本物の経済活動に届いていないと思いますし、真に国際競争力を高め、国民の生活にゆとりが感じられる施策と政治のかじ取りを期待するものであります。

かかる状況下にありまして、1月下旬より新年度の予算編成に当たったところではありますが、前年度とほぼ同規模の当初予算となった次第でございます。依然として収支バランスがとれませず、4億円を財政調整基金から取り崩す形にて数字をくくらせていただきました。編成作業にては、予算の骨格部分を基礎といた

しながら、1つには5%シーリング、2つには優先順位の見定め、3つには人を育てる総合計画実現への施策を重視、以上の3項目を重点としてメリ張りのある予算とさせていただいたものであります。本定例会にて予算の審議をお願いするところではありますが、狙いといたしますところを御理解賜り、審査をお進めくださいますようお願い申し上げます。

先月は第22回オリンピック冬季競技大会2014ソチの話題一色でありました。そして、ことしは苗村神社にて33年に一度の式年大祭が挙行される年でもあります。町にありましても、笑顔の絶えない1年にしていかねばなりません。議員各位からも格段のお力添え賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

本定例会に提案申し上げます案件は、条例関係13件、平成25年度補正予算7件、平成26年度竜王町当初予算8件、その他2件の計30件であります。なお、追加案件の提出も予定させていただいております。

何とぞ、慎重なる審議を賜り、お認めを賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に専決処分報告書及び議会諸般報告書並びに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（蔵口嘉寿男）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、6番 内山英作議員、7番 貴多正幸議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月26日までの23日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本

日から3月26日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○議長（蔵口嘉寿男）** これより、一般行政について町長より、また教育行政について教育長より、それぞれ方針表明の申し出がありますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 本日、ここに平成26年第1回竜王町議会定例会を開催し、提出をいたしました諸案件の御審議を願うに当たりまして、新しい年度に向けた町政の執行について、その方針を申し述べます。

まず、我が国の経済状況につきましては、平成26年度の景気見通しについて、依然として残る欧州各国における金融不安や中国等との政治的な緊張の高まりによる影響、また本年4月1日から導入される消費増税により景気の冷え込みが一定の期間において予想されるなど、その動向について不透明な要素はあるものの、国においては既に平成25年度第1号補正予算を打つなど、その対策に努めており、まだ回復途上にある我が国経済の腰折れを防ぐべく、その動向を慎重に見きわめているところでございます。

竜王町におきましては、平成25年度における現在の状況について、平成24年度に引き続き法人町民税が当初予算に比べて増収となる見込みでございますが、大幅な増収となった平成24年度決算を受けて、平成25年度における普通交付税及び臨時財政対策債が皆減となったことに加えて、普通交付税の皆減に連動して、特別交付税においても大きく減収することが見込まれる上、先の台風18号に係る被害に対する新たな財政需要が発生するなど、今後の経済情勢等も不透明な中、やはり厳しい財政運営に直面しております。

他方、平成26年度の歳入見通しにおいては、平成25年度に引き続き地方交付税における普通交付税が不交付、また、臨時財政対策債においても発行可能額の算出は見込めないことが想定される中で、自動車取得税等、車体課税の廃止等の税制改正がなされる一方で消費税率及び地方消費税率の引き上げもあるなど経済情勢の動向が不透明であり、平成24年度決算及び平成25年度決算見込み程度の増収は見込むことができない状況であります。

また歳出においては、台風18号を契機に防災・減災への意識が高まっているとともに、町防災計画の見直しも完了することから、関連する財政需要の増加が

見込まれる上、高齢化の進展等による社会保障関係経費の一層の増嵩等により義務的経常経費の増加、老朽化が著しい公共施設の改修等に引き続き、多額の財政需要が見込まれ、消費税率及び地方消費税率の改定による行政コスト増加など、歳入歳出両面においていずれも厳しい財政状況となり、平成26年度においても引き続き財源不足が生じる見込みであります。

このような中で、住民自治の視点について、本町の各施策への一層の浸透を図ることに加えて、年度間における歳入額の変動幅が大きい本町におきましては、歳出においては各事業を公益性の確保や負担の公平性等の客観的な点からの評価を行った上で、優先度と緊急性を考慮しつつ効率的で合理的な予算に基づいた計画的な執行が、また、歳入においては使用料や手数料についても聖域化せず、的確な住民説明のもとに積極的に財源の確保に努め、真に自立した行財政運営をすることができる体制の早期の実現を図ることが必要となります。

については、平成26年度の当初予算編成に当たって、引き続き財政の健全化に向けての方針を継承し、各所管部門において改革を確実に推進するものとします。

また、4年目を迎える第五次竜王町総合計画が目指すまちづくりを担う人に焦点を当てた施策及び本町が掲げる4本の政策の柱に沿った事業に重点的に予算を配分するとともに、事業の選択と真に住民が求める施策への集中を図りつつ、町民の内発的な力を育む住民本位の「“ひと”育ちみんなで煌く交竜の郷」を目指して各施策を具体化させるものとします。

まず、教育環境の充実につきましては、平成23年度から継続して配置してきております町単独費による常勤講師について平成26年度におきましても独自に、引き続き配置することにより、小中学校における35人学級を実現するとともに、カウンセラーや特別支援等に係る対応に加えて、引き続き学校図書館運営支援員を配置いたします。

また、文部科学省教育特区の認定を受けて小学英語科を町内両小学校において創設し、未来を担う子供たちの学習意欲の向上と国際語としての英語力の向上を図り、これに向けて必要となる嘱託講師の配置についても対応するなど、きめの細やかな学習環境や生徒指導の実現を可能とする教育環境の整備を図り、一層の教育力の向上に努めてまいります。

これらの教育環境の充実に加えて、平成26年度4月から町直営によります児童発達支援事業を実施いたします。本町におきましては、平成20年度から町発達支援センターを設置し、これを核として出生から就労までと言われるように、

生涯を通じて教育・福祉の垣根を越えたさまざまな相談支援等の行政サービスを提供してまいっておりますが、このうち就学前までの時期を中心に実施しております子ども療育の提供について、今般近江八幡市との共同事業から本町直営による提供へと切りかえを行うこととし、一層充実した支援の提供を行ってまいります。

さらには、第五次竜王町総合計画における定住人口の増及び若者定住の実現に向けた魅力ある新たな施策として、町内商工業における地域経済の活性化に向けた要素もあわせまして、定住促進住宅リフォーム助成事業を、平成25年度に引き続いて平成26年度においても計上いたしました。この定住促進住宅リフォーム助成事業は、町内において住宅をリフォームして新たに定住いただく新婚の御夫婦や、多世代による家族との生活を始めようと住宅のリフォームを考えておられる方々などを対象として、このリフォームに要する費用に対して1件当たりの助成金を最大で100万円と設定するものであります。

つきましては、引き続き町内外に対してこの事業の情報発信に努めるとともに、町商工会等を通じて町内各事業者に対する周知を図りつつ、10年後の竜王町を見据えた中で定住人口増加の着実な実現に向けた、町ぐるみによる取り組みとして、町税による投資効果を最大限に引き出すよう進めてまいります。

また、平成25年度から町内岡屋地先におきます滋賀竜王工業団地の整備に向けた事業について、滋賀県及び滋賀県土地開発公社と強力に連携する中で着手をさせていただいております。町の財政基盤を確固たるものにする上でも重要な政策の1つと位置づけますこの企業誘致の基盤づくりにつきましても、引き続き事業の推進に向けて、県及び県土地開発公社からの御支援も得ながら、的確・迅速に実施してまいります。

また、第五次竜王町総合計画におけるまちづくりの考え方、基本理念に基づきまして、個別に申し上げますと、1つ目の豊かな自然と歴史を誇れるまちづくりにつきましては、先人たちが守り継いでこられた美しい自然や風土、築いてこられた暮らしや歴史、文化遺産に今を生きる我々が新たな魅力を加えることで、全ての町民が我が町に誇りを持ち、さらに次の世代へと継承し続けていくための取り組みを実施してまいります。

2つ目のみんなが安心して暮らせるまちづくりにつきましては、きめ細かな教育環境の整備に向けて、新たな加配教員の配置や計画的な教育施設の整備に加えて、子供の健やかな成長を願う乳幼児期や学齢期の支援から高齢期を健康でいき

いきと暮らすための支援まで、生涯を通して福祉・保健・医療の各側面から一貫して提供する各支援について、教育面とのさらなる融合を図るとともに、特に心身の発達に支援を必要とする子供たちに対する支援等の充実を図ります。

また、増加し続ける医療・介護等に係る行政需要に対して、引き続き町内の各医療機関や各関係機関等と連携を取りながら、町民皆様の健康づくりに向けて、やはり予防を中心とした対策を着実に実施してまいります。

さらに、町民の安全安心な生活を守るための基盤となる災害対策について、これの根幹となる防災計画を平成24・25年度において見直しを行いました。つきましては、この新たな防災計画に基づき、水害を初めとした多様な災害に対する対策を計画的に実施するとともに、（仮称）竜王消防出張所整備事業を推進することに加えて、老朽化した橋梁等インフラについても適切でかつ計画的な管理に努めます。

3つ目のチャンスを活かすたくましいまちづくりにつきましては、本町における自然や歴史、文化、農商工がそろったその利点を生かしつつ、新たな潮流を確実に本町に取り込みながら、若い世代を中心とした定住人口増加及び企業誘致、産業の振興に向けた取り組みを実施します。

4つ目の町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくりにつきましては、本町が蓄えている町民お一人お一人のエネルギーを結集せずして、我が町が目指す大きな目標の達成は考えられません。

また、限られた財源を効率的かつ効果的に活用する観点からも、これからのまちづくりには、さまざまな場面において町民皆様の参画を欠かすことはできません。竜王町、自治会それぞれの運営や活動に、住民と行政がともに町を築く取り組みを実施してまいります。

ただいま4つの基本理念を含め、項目を挙げて、思いを述べさせていただいたところですが、冒頭でも申し上げましたように、平成26年度の予算編成の方針といたしまして、本町が掲げる4本の政策の柱に沿った事業に重点的に予算を配分させていただきつつ編成いたしました。これら一つ一つの事業を着実に実行していくことによりまして、福祉・介護・医療関係経費の増嵩などであったり、老朽化が著しい公共施設の改修などの多くの課題に対する活路を見出しておりますとともに、引き続き若者定住や、まちづくりを推進する上で課題となっております地域コミュニティの強化、農業・農村の維持、産業の活性化等々に関する各施策につきまして、町を挙げて、事業を展開してまいります。

以上、平成26年度竜王町行政執行方針を述べさせていただきました。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 岡谷教育長。

**○教育長（岡谷ふさ子）** それでは平成26年度竜王町教育行政基本方針を述べます。

竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり、スローガン「教育でまちづくり」。

政府の教育再生実行会議は昨年4次にわたる提言をまとめ、いじめ問題への対応に始まり、教育委員会制度ほか大学教育のあり方など今後の我が国の教育を考える上で重要なテーマについて提言しました。この提言を受け、文部科学省では、改革実行計画をまとめ、公表し、中央教育審議会などでの本格審議へとつなぎました。中でも、いじめ問題への対応については、国会においていじめ防止対策推進法が成立し、6月に公布されました。これにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、基本的な方針の策定について定めました。

一方、6月に第2期教育振興基本計画が閣議決定されました。これは改正教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画であり、その前文で、今まさに我が国に求められているもの、それは、自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学びであるとうたい、教育行政の4つの基本的方向性として、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「きずなづくりと活力あるコミュニティの形成」を掲げました。これらは、我が国を取り巻く危機的状況、すなわち、少子化・高齢化やグローバル化の進展、雇用環境の変容、地域社会・家族の変容、格差の再生産・固定化、地球規模の課題への対応を克服するための方向性であります。

特に、社会を生き抜く力の養成における成果目標は、幼稚園から高等学校における生きる力の確実な育成であり、成果指標として国際的な学力調査で世界トップレベルを目指すことや、いじめ、不登校、高等学校中退者の状況改善、子供の体力が昭和60年ごろの水準を上回ることを目指すことなどが挙げられています。

さらにそれぞれの成果目標として、社会的・職業的自立に向けた能力・態度やグローバル人材の育成、意欲ある全ての者への学習機会の提供、安全・安心な教育環境の確保、互助・共助による活力あるコミュニティの形成が挙げられています。現行の学習指導要領は、小学校、中学校、高等学校と順次本格実施となり、進められていますが、教育再生実行会議などの提言内容を踏まえ、その実現を図

るために教育課程の改訂が必要になってきました。例えば、グローバル化に対応した新たな英語教育の実現は、2020年のオリンピック・パラリンピック東京開催に合わせて小学校高学年に教科「英語」を導入し、外国語活動を中学年から開始するというものです。一方で、伝統文化や歴史を重視する教育の充実も行われます。道徳については、「特別な教科」として新たに位置づけられることも含まれています。幼児教育無償化の実現、土曜授業導入の支援、教科書改革などの制度改革も実施の動きです。

滋賀県においては、国の動向を受けて第2期滋賀県教育振興基本計画を策定し、滋賀の教育が目指す姿を「自立と共生に向け主体性、社会性を育む教育」と明らかにし、今後5年間に実施する施策と重点取り組みにおいて、1つに子供たちのたくましく生きる力を育むこと、2つに子供たちの育ちを支える環境をつくること、3つに全ての人とともに育ち、社会を創る生涯学習を振興することを3本柱として位置づけました。さらに、全国学力学習状況調査の結果を受け、新たに授業改善や、教員の指導力の向上、家庭との連携を始め、結果分析にかかわる研究や研修等の取り組み強化を実施することになりました。子供たちの体力向上においても、とりわけ小学生の体力向上に向けて、市町1校のモデル校を設定し、創意ある体力向上プランにより学校が一体となって推進することとしています。

以上のような国、県の教育改革実行の動向を注視しながら、竜王町にあっては、第五次総合計画の4年次を迎え、町の将来像「“ひと”育ちみんなで煌く交竜の郷」に向かって一層着実に諸事業を推進していく年であります。とりわけ若者定住、人口増加への取り組みは何よりも本町にとって喫緊の課題であり、人を大切にし、人づくりへの投資を優先することがうたわれています。

教育は百年の大計と言われるとおり、まちづくりに欠かすことのできない人づくりにかかわる諸事業を「教育でまちづくり」をモットーに、ことしも一層教育委員会全体で推進し、「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」に努めてまいります。

まず、学校教育分野においては、学校園における特色ある教育課程の編成とその充実により、子供たちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体と体力の育成を図ることに全力を挙げます。学力向上に向けては、授業改善、教員の指導力の向上、ICT機器の整備、家庭学習充実のための家庭との連携、PTA学力向上委員会の活性化、公民館の子ども勉強室の充実、さらに一人一人の子供にきめ細かな指導を行うための35人以下学級や支援員配置の継続、つまずき診断テスト

の実施等、さまざまな角度から成果を求めてまいります。

また、グローバル社会に向け、子供たちの英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、文部科学省の外国語活動地域強化形成事業の継続とともに、教育特区としても小中学校における英語教育を充実してまいります。スーサー・マリー市との中学生国際交流は開始以来20年の記念の年を迎えます。

豊かな心の育成は、人格形成を図る教育として重視しなければなりません。図書館と学校園との連携による読書活動の推進や道徳教育、人権教育の充実を図っていきます。虹色お話し隊や読書貯金などの創意工夫ある読書活動や、PTA連絡協議会のファミリー読書の取り組みは、国語の学力向上にも成果となって出ています。県教委指定人権教育総合推進事業2年次における成果も期待されます。

健やかな体の育成と体力向上においては、特色のあったかごはんや高率な地産地消による学校給食のさらなる充実や、食育の推進を図ることを初め、体育の授業改善並びに学校園における体力向上の創意ある取り組みを推進することにより向上を図ります。

幼児期の教育は、就学前教育として生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、基本的な生活習慣の育成や遊びを通しての集団の中で学ぶ環境づくりを推進するとともに、子ども・子育て支援新制度の検討が進む中で、竜王町にふさわしいあり方を求めていく必要があります。

一方、社会教育においては、新社会教育法において、次代を担う自立した青少年の育成に向けて、社会教育行政として社会全体で子供を育てる取り組みを進め、地域の教育力の向上を図ることが重要視されており、竜王町においても公民館、図書館において、生涯学習の諸講座を初め、学校支援地域本部活動やおひざでだっこのおはなし会、ブックスタート等の事業を一層推進します。

また今年度より第2期子ども読書推進計画の策定に沿って事業推進に努めます。家庭教育の重要性が増す中で、教育フォーラムを初めとした取り組みを推進してまいります。

スポーツ振興においては、2020東京オリンピック・パラリンピックや滋賀国体開催に向けた意識の高揚や検討も進む中で、町においてはスポーツ推進計画3年次を迎え、幼児からお年寄りまでの健康体力づくりを進めます。特にラジオ体操とウォーキングを、地域やスポーツ推進員会を初め関係課・団体と連携を図って取り組みます。

明るく住みよいまちづくりを目指す人権教育の推進においては、人権意識調査

を踏まえた竜王町人権教育・啓発基本方針を策定しましたので、その啓発と推進に努めます。

11月、文化審議会答申により国史跡指定を受けた雪野山古墳は、竜王町内初の国史跡となりました。ことしはその記念の年として、改めて雪野山古墳を学ぶ事業を推進し、郷土の文化・歴史を学び育てる意識の醸成に努めます。

青少年の健全育成に関しては、少年補導委員会や青少年育成町民会議、PTA連絡協議会等の関係機関、団体の活動に支えられていますが、今後も緊密に連携を図ってまいります。

最後に、教育環境の整備、特に学校園の施設整備においては、全校園における空調設備の整備、竜王小学校校舎・体育館の改修、竜王中学校体育館の改修へと進みました。今後は竜王幼稚園や中学校のグラウンド、テニスコート、プール等の老朽化した諸施設について順次改修を進めて行く必要があります。また、給食センターや竜王小学校の改築については、今後見通しを持って進めていく予定です。

以上、これまで先進的な取り組みを年々取り入れながら築き上げてきた竜王町の教育のよさを堅持しながら、時代の要請にも答えつつ、未来を見据え、教育に熱心な町竜王町の一層の発展を目指し、「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本方針として、5つの重点目標のもとに、29の重点施策と具体的努力事項を設けて、着実な事業推進を図ってまいります。

続きまして、4ページで重点目標と重点施策を挙げております。重点目標のみ述べます。

1つ目に、生きる力の確実な育成を図る学校園教育の推進、2つ目に、未来を支える青少年の健全育成と子育て支援の充実、3つ目に、きずなづくりと活力あるコミュニティの形成を目指す生涯学習の推進と、次代への継承を目指す文化財保護の推進、4つ目に、あらゆる差別のない明るく住みよいまちづくりを目指す人権教育の推進、5つ目に、スポーツの日常化を目指した健康体力づくりの推進であります。

次の5ページからは重点施策につきましても説明を載せておりますので、御一読いただけたらありがたいです。さらに、16ページからは重点施策のものの具体的努力事項をそれぞれ挙げてあります。最後に、24ページに平成26年度の成果指標を掲げております。目標達成に向けて、関係者一丸となって事業推進に努めてまいりたいと思います。

なお、竜王町教育委員会事務事業評価委員会におきまして、これらの実施状況につきまして、内部評価、外部評価を行い、その結果を公表する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明をさせていただきました。委員の皆様方には御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 以上で一般行政執行方針並びに教育行政基本方針の表明を終結いたします。

この際申し上げます。

ここで午後2時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

**○議長（蔵口嘉寿男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- | | | |
|--------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 3 | 議第 6号 | 竜王町課設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議第 7号 | 竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議第 8号 | 竜王町再生可能エネルギー等導入促進基金条例 |
| 日程第 6 | 議第 9号 | 竜王町地域の元気臨時交付金基金条例 |
| 日程第 7 | 議第 10号 | 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議第 11号 | 竜王町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議第 12号 | 竜王町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議第 13号 | 竜王町ふれあい相談発達支援センター設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議第 14号 | 竜王町環境基本条例 |
| 日程第 12 | 議第 15号 | 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 13 | 議第 16号 | 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 14 | 議第 17号 | 竜王町水道事業の剰余金の処分等に関する条例 |
| 日程第 15 | 議第 18号 | 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 16 | 議第 19号 | 平成25年度竜王町一般会計補正予算（第6号） |

- 日程第 17 議第 20 号 平成 25 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議第 21 号 平成 25 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 5 号）
- 日程第 19 議第 22 号 平成 25 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 議第 23 号 平成 25 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議第 24 号 平成 25 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議第 25 号 平成 25 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 23 議第 26 号 平成 26 年度竜王町一般会計予算
- 日程第 24 議第 27 号 平成 26 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 25 議第 28 号 平成 26 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算
- 日程第 26 議第 29 号 平成 26 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第 27 議第 30 号 平成 26 年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第 28 議第 31 号 平成 26 年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第 29 議第 32 号 平成 26 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 30 議第 33 号 平成 26 年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第 31 議第 34 号 近江八幡市及び竜王町子ども療育事業に関する事務の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第 32 議第 35 号 町営土地改良事業の事業計画の変更について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 3 議第 6 号から日程第 32 議第 35 号までの 30 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 6 号から議第 35 号までの 30 議案につきまして順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第 6 号から議第 25 号までの 20 議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第 6 号、竜王町課設置条例の一部を改正する条例につきましては、竜王町公

民館に開設しております竜王町ふれあい相談発達支援センターにおいて、平成26年4月から新たに児童発達支援事業を開始するに当たり、組織体制の充実を図るため、新たに発達支援課を設置させていただきたく、竜王町課設置条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議第7号、竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援法の一部を改正し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、通称、障害者総合支援法でございますが、これに改題する等の地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、その一部が平成26年4月1日に施行されることに伴い、関係する竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、竜王町障害者総合支援条例及び竜王町消防団員等公務災害補償条例について一部改正を行うものです。

次に、議第8号、竜王町再生可能エネルギー等導入促進基金条例につきましては、滋賀県公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金を活用して設置する太陽光発電設備において発生する余剰電力を電力会社へ売り払い、当該収益を今後の再生可能エネルギー等の導入、または設備の維持管理の財源として充てるため、今回、竜王町再生可能エネルギー等導入促進基金条例を制定し、基金を設置するものでございます。

次に、議第9号、竜王町地域の元気臨時交付金基金条例につきましては、平成25年1月11日に閣議決定されました日本経済再生に向けた緊急経済対策に伴う地方公共団体における追加公共投資に係る地方負担額等に応じて交付される地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）を受けて、この一部を地域の活性化及び雇用の創出を図るための事業に充てるため、今回竜王町地域の元気臨時交付金基金条例を制定し、基金を設置するものでございます。

次に、議第10号、竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、火薬類取締法の規定に基づく火薬類の譲り受け許可及び煙火の消費許可に係る審査事務について、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定に基づき処理しておりましたが、これらの事務について、東近江行政組合が共同処理する事務に追加されたことから、これに係る手数料徴収条例の一部を改正するものです。

次に、議第11号、竜王町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例につき

ましては、平成25年6月14日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称第3次一括法において社会教育法の一部改正が行われ、社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項について、当該地方公共団体の条例で定めることとされたことから一部改正するものでございます。

内容としましては、竜王町の実情に照らして国の基準を上回る内容、または異なる内容を定める特段の事情や地域の実情が認められないことから、国において文部科学省令で定める基準を参酌して、社会教育委員の委嘱の基準を定めるものでございます。

次に、議第12号、竜王町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、平成25年6月14日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律、通称第3次一括法において、地方青少年問題協議会法の一部改正が行われ、地方公共団体の長の地方青少年問題協議会の会長職への充職規定及び同協議会委員の当該地方公共団体の長からの任命規定が削除され、当該地方公共団体の条例において定めることとされたことから一部を改正するものでございます。

内容としましては、委員の基準を定めるほか、これまでの法律の規定と同様に委員は町長が任命し、会長には町長がつくことについて定めるものでございます。

次に、議第13号、竜王町ふれあい相談発達支援センター設置条例の一部を改正する条例につきましては、竜王町は、子ども療育事業を、昭和60年より近江八幡市ひかりの子に事務委託することにより実施してまいりましたが、児童福祉法の改正により、本事業が児童発達支援事業として新たに位置づけられ、より身近な地域でサービスが受けられる支援体制を整備していくという方向性が示されました。このようなことから、本町におきましても、法の目指すところにより、本町単独の子ども療育事業を実施することで、より身近な地域での療育の提供を行い、児童の健やかな成長を目標に、児童とその保護者への支援の充実を図るため準備を進めてまいりました。

つきましては、平成26年4月から、竜王町ふれあい相談発達支援センターに子ども療育事業所を設置し、児童福祉法第6条の2第1項に規定する、障害児通所支援事業のうち、児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第14号、竜王町環境基本条例につきましては、自然と人、人と人と

が調和し快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな生活環境、自然環境及び文化的環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、町民、事業者、通勤及び観光等で竜王町に滞在する者並びに町の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定するものです。

内容としましては、第3条において良好な環境の保全及び創造に関する基本理念を明らかにし、第4条から第7条で町民、事業者、町内で活動する者、町の責務を定めるとともに第8条及び第9条において町が講ずる環境の保全のための施策の基本方針を定め、第10条から第23条において環境の保全のための施策等を定め、第24条において地球環境保全の推進を定め、第25条において環境審議会について規定しています。

次に、議第15号、竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、本町道路占用料の根拠として引用している道路法に基づく道路法施行令別表が改正されたことにより、それに準じて本条例において所要の改正を行うものでございます。

次に、議第16号、竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例につきましては、町道路占用料の根拠として引用している道路法に基づく道路法施行令別表が改正されたことにより、それに準じて本条例において所要の改正を行うものでございます。

次に、議第17号、竜王町水道事業の剰余金の処分等に関する条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称第1次一括法におきまして地方公営企業法が一部改正されたことに伴いまして、資本制度の見直しがされ、減債積立金などの積立義務の廃止、議会の議決や条例による利益及び資本剰余金の処分が原則として可能となり、資本金の減少についても議会の議決を経れば可能となりました。

本町においては、これまで利益及び資本剰余金の処分について、議会の議決を経て処分をしてきたところではありますが、その内容についてあらかじめ明確にすることで継続性のある事業経営に資するため今回、毎事業年度に生じる利益の処分方法、資本剰余金の処分及び欠損金の処理方法等の必要な事項を定める条例につきまして制定させていただきたいものでございます。

次に、議第18号、竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条

例の一部を改正する条例につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月13日に公布・施行され、団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について、必要な措置を講ずることが義務づけられました。

これに伴い、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、退職報償金が引き上げられることとされたことから、今回条例の一部を改正し退職報償金を見直すものでございます。

次に、議第19号、平成25年度竜王町一般会計補正予算（第6号）につきましては、現在、お認めをいただいております補正予算（第5号）までの歳入歳出予算額が、57億3,956万9,000円でございます。

今回、この総額に歳入歳出それぞれ2,298万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,254万9,000円とさせていただくものでございます。

今回の補正予算の内容といたしましては、その多くは年度末を迎え、各事業費、事務量の確定、またはその見込みにより、町税や国・県からの負担金や補助金などの歳入予算及び歳出予算の調整をさせていただくものでございます。

主な内容としまして、歳入では、町税におきまして法人町民税について増額させていただくものでございます。また、当初予算におきまして不足する一般財源に充当するため予算化しておりました財政調整基金について減額させていただくものでございます。

歳出では、国の平成25年度補正予算（第1号）を活用して、篠原駅周辺都市基盤整備事業を前倒して実施するため追加計上させていただくものでございます。

また、今後の財政運営をより安定的に行うため財政調整基金への積立金を追加計上させていただくもの、その他、国の平成24年度補正予算（第1号）による地域の元気臨時交付金の一部について地域の元気臨時交付金基金を創設し、これへの積み立てを行うものです。

さらに、年度末を迎え各事業の進捗状況を見ますと、一部の事業におきまして遅延が生じているものが見受けられますことから、これら事業を翌年度に繰り越して執行させていただきたく、繰越明許の措置をお願いすることと合わせまして、地方債の変更及び廃止につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に、議第20号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在、お認めをいただいております補

正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が11億6,093万1,000円でございます。

今回、総額から歳入歳出それぞれ16万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,076万3,000円といたしたいものがございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出では、保険給付費について、決算見込みにより一般被保険者療養給付費が382万5,000円の増額、退職被保険者等療養給付費が593万1,000円の減額でございます。

さらに、一般被保険者高額療養費が593万6,000円の増額、退職被保険者等高額療養費が217万7,000円の減額、確定により、共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金が84万3,000円、保険財政共同安定化事業拠出金が282万円のそれぞれ減額でございます。

決算見込みにより諸支出金の一般被保険者保険税還付金が30万円の増額、施設勘定繰出金は、歯科保健事業の補助金の額の確定により84万3,000円の増額でございます。

歳入では決算見込みにより、一般被保険者国民健康保険税が464万4,000円の増額、退職被保険者等国民健康保険税が508万5,000円の減額、国庫支出金の療養給付費等負担金が2,558万3,000円、財政調整交付金が273万3,000円のそれぞれ増額、決算見込みにより療養給付費等交付金が417万9,000円の減額、額の確定により前期高齢者交付金が3,492万6,000円の減額でございます。

また、県支出金の財政調整交付金が121万5,000円の増額、決算見込みにより保険財政共同安定化事業交付金が107万1,000円の減額でございます。

一般会計繰入金につきましては23万8,000円の増額、財政調整基金繰入金が600万円の増額でございます。

前年度からの繰越金が381万1,000円、諸収入では、一般被保険者第三者納付金が98万2,000円のそれぞれ増額でございます。

次に、議第21号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第5号）につきましては、現在、お認めをいただいております補正予算（第4号）までの歳入歳出予算額が医科1億689万7,000円、歯科4,980万円でございます。

今回、医科については総額から歳入歳出それぞれ940万円の減額、歯科については総額に歳入歳出それぞれ387万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ医科9,749万7,000円、歯科5,367万2,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、医科につきましては、決算見込みにより、歳入では診療収入の外来収入が1,098万円、基金繰入金が290万円それぞれ減額、前年度繰越金を459万1,000円の増額、雑入を11万1,000円の減額でございます。

歳出では、主に決算見込により施設の管理運営に係る一般管理費が628万8,000円の減額、医業費では決算見込みにより医薬品衛生材料費が271万2,000円の減額でございます。

歯科につきましては、歳入では決算見込みにより診療収入が110万円の増額、繰入金が149万8,000円の減額、前年度繰越金が427万円の増額でございます。

歳出では、決算見込みにより医療用消耗器材費が70万円の増額、財政調整基金積立金への積立金について362万9,000円の増額でございます。

次に、議第22号、平成25年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、現在、お認めいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額が6億4,429万9,000円でございます。

今回、総額から歳入歳出それぞれ1,984万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億2,445万6,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容は、平成25年度の執行調整等によるもので、分担金収入及び繰越金の増額、寄付金及び町債の増額、国庫支出金及び繰入金の減額、事業費精査及び執行残によります減額でございます。

また、執行調整によります、地方債の変更につきまして補正措置をお願いするものでございます。

次に、議第23号、平成25年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、現在、お認めいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額が7億6,745万円でございます。

今回、総額から歳入歳出それぞれ295万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,449万2,000円といたしたいもので

ございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入におきましては、保険料が221万8,000円の減額、保険給付費に見合うルール分の負担として、国、県、支払基金などの公費負担合計額が1,467万2,000円、一般会計からの繰入金金が54万3,000円のそれぞれ減額、介護給付費準備基金繰入金が1,290万3,000円、繰越金が157万2,000円のそれぞれ増額でございます。

歳出におきましては、決算見込みにより、要介護認定を受けられた方の介護サービス等諸費が274万円の増額、要支援認定を受けられた方の介護予防サービス等諸費が675万円の減額、特定入所者介護サービス等費が40万円、高額医療合算介護サービス等費が85万円のそれぞれ増額、また地域支援事業費といたしまして、19万8,000円の減額でございます。

次に、議第24号、平成25年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在、お認めをいただいております補正予算（第1号）の歳入歳出予算額が8,192万3,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ27万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,220万円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入では、収納額を精査し後期高齢者保険料が48万9,000円の増額、繰入金では、事務費繰入金が18万3,000円、保険基盤安定繰入金が50万4,000円のそれぞれ減額、前年度繰越金が46万5,000円の増額、保険料還付金が1万円の増額をいたしたいものでございます。

歳出では、徴収費を4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金を26万3,000円、保険料還付金を1万円のそれぞれ増額をいたしたいものでございます。

次に、議第25号、平成25年度竜王町水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、平成25年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的収入の既決予定額3億2,444万5,000円から125万円を減額し、3億2,319万5,000円に、収益的支出の既決予定額3億3,797万8,000円から420万4,000円を減額し、3億3,377万4,000円に、また、第4条で定めました資本的収入の既決予定額9,800万円から542万8,000円を減額し、9,257万2,000円に、資本的支出の既決予定額1億4,395万2,000円から1,817万8,000円を減額し、1億2,577万4,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、収益的収入につきまして、営業外収益の町補助金のうち課長に係る人件費について、人事異動に伴い125万円の減額、また、収益的支出につきましては、営業費用の配水及び給水費といたしまして山中及び薬師配水池に係る不断水清掃点検業務、弓削水源地撤去に伴います設計業務及び漏水調査業務等に係る委託料が308万6,000円、総係費といたしまして人件費が95万1,000円のそれぞれ減額、営業外費用の雑支出といたしまして不納欠損処分予定額の増に伴い30万円を増額するものでございます。

資本的収入につきましては、他会計負担金といたしまして、保育園上水道管新設工事及び消火栓新設工事に伴う負担金が542万8,000円の減額、資本的支出につきましては、建設改良費といたしまして、番馬橋及び足洗川橋の水管橋布設替工事に伴う設計委託料が264万円、同工事及び保育園上水道管新設工事に伴う工事請負費1,553万8,000円についてそれぞれ減額するものでございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、第4条括弧書きで定めております補てん財源につきましても改正させていただくとともに、第3条の人件費補正に伴い、予算第7条に定めております議決を経なければ流用することができない経費となる職員給与費、さらに、第3条の補助金補正に伴い、予算第8条に定めております他会計からの負担金につきましても改正させていただくものでございます。

以上、議第6号から議第25号までの20議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第19号及び議第22号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） この際申し上げます。

ここで午後2時55分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時55分

○議長（蔵口嘉寿男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） ただいま、町長から議第19号、平成25年度竜王町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容についてお手元配付の補正予算の概要により説明させていた

できます。

まず、歳入予算では町税につきまして、納税者数の減及び課税対象所得の減により個人町民税が2,019万円の減額でございます。一方、法人町民税においては町内企業の業績が堅調であることを受けまして3億9,400万円の増額でございます。また、普通交付税の不交付に連動して特別交付税が1,500万円の減額でございます。

次に、日野川流域土地改良区におきまして国からの国庫補助の増額内示があったことから、基幹水利施設管理事業地元分担金について636万5,000円を減額し、財源振替を行うものでございます。

次に、保育所運営費負担金が執行見込みにより477万7,000円の減額でございます。

次に、国庫支出金のうち、障害者自立支援給付費負担金、社会資本整備総合交付金の道路改築分及び橋梁長寿命化修繕分について執行見込みによる補正でございます。

次に、地域の元気臨時交付金でございます。それぞれ充当先別に区分しておりますが、こちらにつきましては、国の平成24年度第1号補正予算による地域の元気臨時交付金3億110万3,000円の交付内示をいただきました。このうち2億1,593万4,000円につきましては、平成24年度3月補正にて前倒しいたしました竜王インター周辺地区整備及び町道路面性状調査に係る事業費へ、また245万7,000円については今年度補正予算において、日野川流域土地改良区負担金に充当するため、それぞれ予算を既に計上しておりますので、実質的にはこれらを差し引いた8,271万2,000円が活用可能な上限となります。この8,271万2,000円をこの交付金の充当可能経費である起債の対象となる経費へそれぞれ充当するものでございます。

なお、道路改築分では平成25年度において起債の充当を予定しておりました町道七里山面線道路拡幅事業へ2,200万円、町道松陽台安養寺線新設事業のうち町単独事業分へ50万円を充当することに加えまして、県単独土木建設事業負担金へ336万円の充当、消防施設整備につきましては、小型動力ポンプ整備事業へ154万円及び消防自動車整備事業へ299万円をそれぞれ充当するものでございます。

基金につきましては、先に申し上げました事業充当後の同交付金の残額が5,232万2,000円となりますことから、これを基金に積み立てて、平成26

年度の地方単独事業へ充当をさせていただくものでございます。

次に、県支出金のうち、障害者自立支援給付費負担金、基幹水利施設管理事業補助金については、執行見込みによる補正でございます。

次に、財産収入・繰入金・繰越金・諸収入のうち土地建物貸付収入につきましては三井アウトレットパークへの観光駐車場の貸付等により359万5,000円の増額でございます。

財政調整基金繰入金につきましては、当初予算において不足する一般財源の充当のため予算計上しておりましたが、税収の増等によりこれの組み戻しが可能となりましたことから4億5,700万円を減額するものでございます。ただし、台風18号の災害対策に充当するため補正予算(第3号)で追加計上しております5,518万7,000円については、計上のとおり執行とさせていただくものでございます。

教育厚生施設等基金繰入金につきましては、今補正予算で計上しております西小学校のグラウンドフェンス設置に充当するための追加を含み、その他事業の執行見込みにより480万円の増額でございます。

前年度繰越金につきましては、2,718万9,000円の増額、コミュニティ助成事業助成金が執行見込みにより220万円の減額、竜王インター周辺地区整備協力金が執行見込みにより3,346万7,000円の増額でございます。

次に、町債でございますが、地方道路等整備事業債及び各社会資本整備事業債につきましては、執行見込みに加えまして、国庫支出金で申しあげました地域の元気臨時交付金を充当することにより減額するものもありますが、これらを調整の上補正措置するものでございます。

篠原駅周辺都市基盤整備事業債は、国の平成25年度第1号補正予算を活用するため一部事業を前倒して実施することから、これにより増額するものでございます。

次に、歳出予算といたしましては、多くのものが年度末を前に既に執行が終わった予算残額の減額、または決算見込みによる減額補正となっておりますので、主なものについて御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

まず、篠原駅周辺都市基盤整備事業負担金1,471万9,000円につきましては、本年度決算見込みによる減額があるものの、平成26年度において予定しておりました事業の一部について、国の平成25年度第1号補正予算の充当を念頭に、平成25年度へ前倒して予算計上するため、これを追加するものでござ

います。

次に、介護保険システム改修業務委託料161万7,000円でございますが、本年4月1日の消費税増税に伴う介護報酬改定に係る改修でございます。

続きまして、後期高齢者医療負担金（過年度精算分）につきましては、このたび平成24年度の負担金精算が行われた結果、追加の負担金支出が必要となりました分204万2,000円の増額、保育所整備関連水道工事負担金につきましては、新設の民間保育所コスモス保育園の整備に係る水道工事につきまして、執行見込みにより611万1,000円を減額させていただくものでございます。

続きまして、（仮称）町道松が丘不動尊線道路新設測量設計業務委託料201万6,000円の減額でございますが、本年度町内小口地先の広谷川について、県事業にて河川改修が予定されており、これと機を合わせる形で当初予算へ測量設計業務に係る委託料を計上したところでございますが、現実には、この河川改修の進捗が県において予算計上の点からもなかなか厳しい状況になっており、本町が予算計上しております町道の設計においても影響がある改修でありますことから、今回その全額を減額させていただくものでございます。

続きまして、西小グラウンドフェンス設置工事829万1,000円でございますが、こちらにつきましては、竜王西小学校グラウンドに近接して建設されましたコスモス保育園へボール等が入り込むことが懸念されますことから、学校開放の御利用団体からの御要望も受けまして、フェンス設置に係る予算を追加させていただくものでございます。

続きまして、財政調整基金、減債基金及び災害対策基金の各積立金合計1億2,845万4,000円につきましては、本年度見込みによる町税収入等の増減補正等を含めた歳入歳出の決算見込みの結果、財政調整基金を初め合計3つの各基金へ、それぞれ積み立てを行うものでございます。

続きまして、地域の元気臨時交付金基金積立金でございます。歳入予算の御説明で申し上げましたとおりですので説明は省略させていただきますが5,232万2,000円を積み立てるため追加するものでございます。

続きまして、総合庁舎別館火災診断調査業務委託料97万7,000円でございますが、さきの町有線放送事務所の火災を受けまして、庁舎別館2階のうち有線事務所とその周辺部分について、火災によって鉄筋コンクリート内部の鉄骨部分等の強度等においてどの程度の影響が出ているかを調査するため、これに係る委託料でございます。

続きまして、人件費補正でございますが、今年度の執行見込みによりまして、不足を見込みます分の増額に加えまして、本年度末退職予定の職員に対する退職手当給付に当たって、退職手当組合からの給付額との差額2,200万円強でございますが、これを含めた2,341万2,000円について増額するものでございます。

次に、繰越明許費でございますが、事業の遅延等によりまして、篠原駅周辺都市基盤整備事業の2,468万7,000円、子ども・子育て支援事業計画策定事業の1,350万円、勤労福祉会館管理事業の251万6,000円、土木総務・一般管理事業の330万2,000円、道路橋梁維持補修事業の2,560万円、町単独道路橋梁改良事業の2,976万円、竜王インター周辺地区整備事業の3億917万5,000円、定住化促進事業の63万円、防災情報通信設備管理事業の91万8,000円、竜王西小学校施設整備事業の829万1,000円、農業用施設災害復旧事業の4,734万1,000円及びその他公共公用施設災害復旧事業の97万7,000円について、それぞれ地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許措置をお願いし、平成26年度に繰り越して事業を執行するものでございます。

また、地方債補正でございますが地方道路等整備事業、社会資本整備事業（道路改築）及び消防防災設備整備事業につきましては、歳入予算で御説明申し上げましたとおり、地域の元気臨時交付金を充当すること等により、変更または廃止させていただくもの、また篠原駅周辺都市基盤整備事業及び社会資本整備事業（橋梁長寿命化修繕）につきましては、一部事業の前倒し計上による追加でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第19号、平成25年度竜王町一般会計補正予算（第6号）の概要を申し上げ、説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 徳谷上下水道課長。

○上下水道課長（徳谷則一） 引き続きまして、議第22号、平成25年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、その内容を御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計の歳入歳出補正予算に関する説明書97ページからの下水道事業特別会計補正予算（第4号）の事項別明細書によりまして説明申し上げます。

まず、歳入の関係で主な項目について、御説明申し上げます。

99ページの分担金について、新たに公共下水道へ接続されました事業所等からの納入に伴い、142万円の増額をさせていただくものでございます。

次に、国庫支出金について、入札執行残に伴い、682万円の減額、寄付金について、財団法人滋賀県下水道公社の残余財産の処分に伴い、251万7,000円の増額、繰入金について、事業精査等に伴い、2,805万6,000円の減額、次のページに移りまして、繰越金について879万6,000円の増額、町債について、台風18号の影響によります流域下水道施設の災害復旧に伴い、琵琶湖流域下水道事業債230万円の増額をさせていただくものでございます。

次に、歳出の関係で主な項目について、御説明申し上げます。

101ページ、公共下水道事業費の一般管理費につきまして、3年以内に水洗便所へ改造された場合の奨励金13万5,000円の減額、水洗化促進活動による報償金1万8,000円の減額でございます。

次に、施設管理費につきましては、人件費58万1,000円の減額、執行調整等によりますマンホールポンプ電気料25万円の減額、委託料35万円の減額、琵琶湖流域下水道への排水汚水量に伴う琵琶湖流域下水道維持管理負担金550万円の減額でございます。

次に、管渠築造費につきましては、人件費86万4,000円の減額、公共下水道施設老朽管調査・長寿命化計画策定業務の入札執行残及び事業精査に伴い、委託料1,380万円の減額でございます。

次に、議案書の55ページ、第2表の地方債補正の関係でございますが、地方債の限度額を、流域下水道事業で230万円を増額し、3,840万円とさせていただくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第22号、平成25年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容説明といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 次に、議第26号から議第35号までの10議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第26号、平成26年度竜王町一般会計予算につきましては、一般会計予算の総額は、歳入歳出総額それぞれ61億2,500万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと総額で1億4,800万円の減少、率にして2.4%の減となるものでございます。

本年度予算に関する基本的な考え等につきましては、先ほど述べました行政執行方針のとおりでございますが、新規事業など主な内容につきまして、第五次竜王町総合計画における基本理念に基づいて申し上げますと、「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」といたしましては、新たに農業や農村の多面的機能の発揮のため営農活動に対する支援として環境保全型農業直接支援対策事業について、また、多くの一級河川を抱える本町において、良好な景観の確保に加えて、増水時における氾濫防止等防災上の点からも重要となる河川愛護作業補助金の交付について引き続き実施してまいりたいと考えております。

「みんなが安心して暮らせるまちづくり」といたしましては、（仮称）竜王消防出張所の整備、発達に課題のある子供とその家庭や通所する園等への専門的な支援の実施、民間事業者による小規模多機能型居宅介護施設整備のための補助金の交付、住民の安全安心な生活の確保のため防災情報通信設備の整備及びその調査研究、消火栓の設置更新、計画的な防災資機材の更新、町道及び橋梁の維持修繕、引き続き小中学校の35人学級実現に向けた、町単独費による教員の加配措置、中学校においてタブレット端末等のICT機器の整備などを行ってまいります。

「チャンスを活かすたくましいまちづくり」といたしましては、前年度から引き続きの、若者等の定住促進に向けた住宅リフォーム助成事業、滋賀竜王工業団地の整備に係る事業を実施したいと考えております。また、教育特区としての小学校での英語科推進事業のため英語講師の配置、小学生の学力向上のため学校の長期休暇中において子ども学力アップ教室を開催いたします。

「町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくり」といたしましては、我が町が目指す目標の実現に向けて、住民と行政がともに住みよいまちを築く取り組みとして、平成25年度に引き続き自発的な活動を促進するような、まちづくりに資する活動を行う団体等に対して補助金を交付するまちづくり活動支援事業、及び自治会におけるまちづくり計画の策定を支援するコミュニティ支援事業、スーサー・マリー市への友好親善使節団の派遣、また、スーサー・マリー市の中学生の受け入れ、福島県新地町から小学生を招待しての交流、学校支援地域本部への統括マネジャーの配置等について実施いたします。

なお、今後におきましては、引き続き第五次竜王町総合計画において竜王町が目指すまちづくりの実現に向けて、町行政が一丸となり、着実に各施策を進めさせていただく所存でありますとともに、議員各位の格別の御理解と御協力を賜り

ながら、鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

次に、議第27号、平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ11億8,770万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと、1億2,950万円の増額、率にしますと12.2%の増となるものでございます。

主な内容といたしましては、歳出では前年度からの医療費の伸びを踏まえて、保険給付費が前年度に比べて1億1,292万2,000円増額、率にして15.8%の増、内訳として療養諸費が1億456万2,000円、高額療養費が821万円、葬祭費が15万円のそれぞれ増額でございます。

後期高齢者支援金等につきましては、高齢者の医療費が増加傾向にあるため444万3,000円の増額、介護納付金につきましては、介護保険事業費の増加に伴い33万円の増額、共同事業拠出金につきましては、過去3カ年の平均医療費の上昇を踏まえ213万円の増額としております。

また、保健事業費につきましては、特定健診及び若年健診の受診率の伸びを見込み293万3,000円の増額、諸支出金につきましては、施設勘定繰出金を歯科保健センター事業に伴う分として100万円の増額でございます。

歳入につきましては、歳出に対して国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金及び前期高齢者交付金をルールに従いそれぞれ見込ませていただいております。つきましては、適正に事務処理を行い、歳出に見合う税率となるよう改正を検討するとともに財政調整基金より繰り入れを行いながら、安定した財政運営に努めてまいります。また、税の公平性の観点からも引き続き未納対策にも努めてまいります。

次に、議第28号、平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ、医科820万円及び歯科5,110万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと、医科につきましては7,540万円の減額、率にして90.2%の減、歯科につきましては130万円の増額、率にして2.6%の増とするものでございます。

医科につきましては、平成26年度より指定管理者制度による管理運営を行い、地域医療の充実を図ってまいります。また、訪問診療にも引き続き取り組んでまいります。歯科につきましても、引き続き歯科保健センターを中心に予防啓発に

努め、外来診療を中心に、早期予防並びに早期治療に取り組んでまいります。

また、健康推進並びに福祉部門と連携し、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議第29号、平成26年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,090万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと、290万円の増額、率にしますと5.0%の増とするものでございます。

歳入といたしましては、給食費負担金が6,088万6,000円、繰越金が1万円、諸収入として預金利子と消費税還付金で4,000円を計上いたしております。

歳出といたしましては、給食に係る資材費等でございます。

次に、議第30号、平成26年度竜王町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,760万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと400万円の減、率にして0.6%の減となるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、2地区2処理施設のさらなる効率的な維持管理と、事業運営に努めてまいりたいと考えております。

一方、公共下水道事業につきましては、面整備の完了いたしました地区ごとに供用開始を行い、施設の維持管理に努めているところでございますが、皆様方の御理解、御協力をいただきまして、さらなる水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。

今後につきましては、おおむね、住居系の面整備も完了し、維持管理の時代となり、さらなる施設の維持管理の推進が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、議第31号、平成26年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,960万円と定めるものでございます。

前年度当初予算と比較しますと、1億4,380万円の増額、率にして20.7%の増となり、増加しております保険給付費を勘案したものでございます。

歳出の保険給付費につきましては、要介護認定を受けられた方の介護サービス

等諸費や要支援認定を受けられた方の介護予防サービス等諸費、住民税非課税等の低所得者の方の施設利用に対する補足的給付としての特定入所者介護サービス等費で1億3,924万円の増でございます。

地域支援事業費につきましては、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業費により、地域支援事業費全体として、387万4,000円の増でございます。

歳入につきましては、介護保険料が1億3,983万8,000円で、前年度当初予算に比べ266万1,000円の増と見込んでおります。そのほか国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費の費用負担のルールに基づき収入額を見込む一方で、諸収入について、平成26年度において見込む財源不足額を補填するため、財政安定化基金貸付金4,195万4,000円を新たに計上させていただいております。

今後とも、介護保険制度を持続可能なものとし、適正な介護サービスが受けられるよう健全な財政運営を行い、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、議第32号、平成26年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ、8,730万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、510万円の増、率にして6.2%の増となるものでございます。

歳入の主な内容につきましては、後期高齢者の保険料の改定に伴い保険料が6,136万1,000円で前年度当初予算に比べて336万円の増額としております。また、使用料及び手数料が2,000円、町のルール分の負担金として一般会計からの繰入金が2,568万8,000円で前年度当初予算に比べ169万7,000円の増額、繰越金が1,000円、諸収入が24万8,000円と見込ませていただいております。

歳出の内容につきましては、総務費は105万9,000円で前年度に比べ97万8,000円の減額でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、8,599万7,000円で前年度に比べ603万5,000円の増、率にして7.5%の増としております。この納付金につきましては、後期高齢者医療の被保険者が納めた保険料等を滋賀県後期高齢者広域連合へ納付するものでございます。

また、諸支出金は24万4,000円としております。

次に、議第33号、平成26年度竜王町水道事業会計予算につきましては、収

益的収入の予定額を3億8,288万4,000円及び収益的支出の予定額を3億8,132万3,000円、資本的収入の予定額を854万4,000円及び資本的支出の予定額を1億2,525万3,000円と定めるものでございます。

水道事業につきましては、ライフラインの基盤整備として、今日的な課題である管路施設の耐震化について、年次計画による改良を進め、安全で安心な水道水の供給ができるよう一層の努力を行います。合わせて、経営の健全化と、施設の効率的な維持管理に努め、さらに、公営企業としての経済性を発揮するよう一層の努力をいたすものでございます。

続きまして、議第34号、近江八幡市及び竜王町子ども療育事業に関する事務の事務委託の廃止に関する協議につき議決を求めることについてにつきましては、これまで子ども療育事業を、近江八幡市へ事務委託してまいりましたが、当該事務委託について平成26年3月31日をもって廃止するに当たり、当該事務委託の廃止に関する協議を行いたく、地方自治法第252条の14の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第35号、町営土地改良事業の事業計画の変更についてにつきましては、近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町の2市2町にわたる日野川沿いの農地に対し、国営土地改良事業で造成されたダム、揚水機場、送水路等の施設の維持管理について、基幹水利施設管理事業として平成8年度から事業計画を策定し実施してきたところですが、当該事業計画のうち、経年の農地転用等による地籍の変更や整備補修費を国営施設機能保全事業で実施することによる維持管理費の変更を行うため、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議第6号から議第35号までの30議案につきまして説明を申し上げたところでございますが、議第26号、議第27号、議第28号、議第30号、議第31号及び議第33号の詳細につきましては、順次各担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） ただいま、町長から議第26号、平成26年度竜王町一般会計予算について、提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元に配付しております提出議案説明資料に基づき御説明申し上げます。

まず、36ページをごらんください。歳入予算の状況でございますが、町税が31億9,905万3,000円で、前年度に比べて1億8,897万円の増、率にして6.3%の増と見込んでおります。

これは、個人町民税が納税者数及び課税対象所得が減少していることから、1,935万円の減とした一方で企業の業績が引き続き堅調に推移すると見込み、法人町民税を8,318万円の増、固定資産税においても平成25年度の町内企業の動向等を踏まえつつ1億2,409万円の増としたことによるものでございます。

地方譲与税につきましては、総務省または県推計値等により、おおむね前年度並みと見込んでおります。

県税交付金につきましては、消費税率の改定や自動車取得税の改定等を受けまして2億1,570万円とし、前年度比2,620万円の増、率にして13.8%の増としております。

地方特例交付金につきましては、700万円とし、200万円の減、率にして22.2%の減としております。

地方交付税につきましては、前年度に引き続き普通交付税が不交付となることが見込まれることに加え、これに関連して特別交付税においても1,500万円の減、率にして50%の減とし、地方交付税総額で1,500万円としております。

分担金及び負担金については、基幹水利施設管理事業に係る地元分担金及び民間保育所の新設により保育所運営費負担金が増加することから、総額で9,217万8,000円を計上し、35.1%の増としております。

使用料及び手数料につきましては、幼稚園保育料を初め、預かり保育料、通園・通学自動車使用料、法定外公共物使用料、戸籍住民登録手数料等により総額で3,580万3,000円を計上し、5.7%の減としております。

国庫支出金につきましては、滋賀竜王工業団地整備に係る事業分を減額し計上したこと等により5億8,838万4,000円とし、前年度に比べまして3億7,484万7,000円の減、率にして38.9%の減としております。

県支出金につきましては、3億8,750万2,000円とし、前年度に比べまして162万3,000円の減、率にして0.4%の減としております。

繰入金につきましては、不足する一般財源に充てるため財政調整基金からの繰り入れ4億181万4,000円を、平成25年度一般会計補正予算（第6号）

で積み立ての予算を計上いたしました地域の元気臨時交付金基金から1,310万円を繰り入れるなど、繰入金総額といたしまして4億1,991万5,000円、9.9%の減としております。

諸収入につきましては、滋賀竜王工業団地整備に係る事業による竜王インター周辺地区整備協力金の減額等によりまして、前年度に比べ5.8%の減、総額で9億1,398万6,000円の計上としております。

町債につきましては、1億7,190万円を計上してございまして、前年度に比べ1億690万円、率にして164.5%の増となっております。これは、(仮称)竜王消防出張所の建設に伴う整備に係る緊急防災減災事業債を新たに計上したこと等によるものでございます。

次に、61ページをごらんいただきたいと思います。主な事業等を第五次竜王町総合計画の基本理念に基づく分類ごとに申し上げますと、まず、「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」でございますが、鏡山鳴谷散策道の修繕工事を含むふるさと歴史の森管理事業が61万8,000円、環境保全型農業直接支援対策事業が1,721万4,000円、農業体験や料理教室の開催事業委託料を含む緊急雇用創出特別事業が1,111万4,000円、河川愛護作業補助金を含む河川総務費・一般管理が1,255万1,000円などでございます。

次に、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」でございますが、道路照明灯などのLED化を順次進める経費を含む交通安全施設等維持修繕費が583万2,000円、災害時要援護者支援事業が32万4,000円、62ページ中段に移りまして、高齢者福祉施設等整備事業が3,240万円、臨時福祉給付金事業3,220万7,000円、保育所運営費が1億8,188万7,000円、子育て世帯臨時特例給付金事業が2,054万7,000円、児童発達支援事業が1,123万6,000円、ふれあい相談発達支援事業が5,676万1,000円、63ページに移りまして、道路橋梁維持補修費が7,297万9,000円、消火栓設置事業が498万8,000円、防災資機材整備事業が703万7,000円、防災情報通信設備整備事業が274万4,000円、小学校管理費及び、64ページの中学校管理運営費において、35人学級の実現を図るため小中学校への町単独費による嘱託講師措置について、引き続き配置することに加えまして、教育特区として小学校での英語科推進事業のため英語講師を1名配置する経費を計上してございます。

また、64ページの中学校コンピュータ整備事業では、タブレット端末等のI

CT機器の整備を含み485万1,000円を計上しております。

次に、「チャンスを活かすたくましいまちづくり」でございますが、篠原駅周辺都市基盤整備事業費が2,849万円、高齢者地域就業促進委託として緊急雇用創出特別推進事業が312万8,000円、定住促進住宅リフォーム助成事業が1,000万円、竜王インター周辺地区整備事業が9億6,244万円、緊急雇用制度を活用して実施する特別支援教育分野人材育成支援事業が1,212万円、65ページに移りまして、地域子ども教室推進事業が244万9,000円などでございます。

次に、「町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくり」でございますが、コミュニティ支援事業が10万円、まちづくり活動支援事業が160万円、スーサー・マリー市友好親善使節団派遣事業が359万5,000円、スーサー・マリー市中学生交流受入事業が89万2,000円、小学生地域間交流受入事業が90万6,000円、学校支援地域本部事業が213万円などでございます。

次に、「その他」といたしまして、議員研修事業が152万3,000円、66ページに移りまして、知事選挙費が776万円、日野川流域土地改良区総代選挙費が23万5,000円、農業委員選挙費が441万5,000円などがございます。

続いて、議案書70ページをごらんいただきたいと思います。第2表債務負担行為につきまして、滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業が8億9,316万円、環境基本計画策定業務が438万5,000円、八日市布引ライフ組合（斎苑）負担金（施設整備負担金）でございますが、1億2,009万6,000円、小規模企業者小口簡易資金に係る保証債務について平成26年度から平成38年度までの間において115万2,000円の範囲内における損失補償、さらに、竜王インター周辺地区整備事業として平成25年度に計上しております債務負担に加えまして平成27年度分となる3億221万円、消防団員用制服等整備業務180万円、滋賀県防災行政無線整備費負担金527万4,000円につきまして、それぞれ限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、71ページの第3表地方債につきましては、緊急防災減災事業が1億500万円、篠原駅周辺都市基盤整備事業が2,540万円、社会資本整備事業が1,930万円、防災安全に係る社会資本整備事業が2,220万円につきまして、それぞれ限度額の設定をお願いするものでございます。

また、63ページの第4条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ限度額につきまして、その上限を20億円として定めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第26号、平成26年度竜王町一般会計予算の概要を申し上げ説明とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） この際申し上げます。

ここで午後4時5分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時05分

○議長（蔵口嘉寿男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

犬井住民税務課長。

○住民税務課長（犬井教子） 続きまして、議第27号、平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。お手元の特別会計の歳入歳出予算に関する説明書3ページからごらんいただきたいと思っております。

歳入でございますが、国民健康保険税は2億6,811万3,000円で前年度と比較いたしますと270万6,000円の減額となります。

4ページの国庫支出金については、療養給付費等負担金として歳出の保険給付費等から福祉医療の波及増分を減額された額、老人保健拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金のそれぞれおよそ32%を見込んでおり、1億8,983万8,000円を計上しております。保険給付費の支出見込増により前年度と比べて5,161万9,000円の増額でございます。

高額医療費共同事業負担金は80万円以上の高額な医療費に対して県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度ですが、その拠出金の国の負担分の4分の1を見込んでおり、642万5,000円を計上しております。これは県についても同額の負担がございます。

平成20年度から各医療保険者へ特定健康診査が義務づけられました。その費用の国の負担分は92万6,000円で前年度と比べて10万1,000円の減額としております。こちらも県において同額の負担がございます。

5ページの財政調整交付金は、市町村間の財政不均衡を是正するものですが、保険給付費の支出見込増により6,068万円で、前年度と比べて2,079万9,000円の増額でございます。

次に、療養給付費等交付金は1億2,910万1,000円で、前年度と比べて2,015万1,000円の増額でございます。これは社会保険診療報酬支払基金から退職者医療費の費用として支払われるものでございます。

次に、前期高齢者交付金は2億4,394万1,000円で、前年度と比べて2,985万3,000円の減額でございます。これは65歳から74歳までの医療費について国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じて調整する仕組みであり社会保険診療報酬支払基金が行われます。

6ページの県支出金は、県の補助事業として実施する福祉医療の波及分での国庫補助の減額分を補てんするもので、保険給付対策費補助金として83万2,000円を計上しております。

財政調整交付金は、5,773万9,000円で、保険給付費の支出見込増により前年度と比較しますと1,266万1,000円の増額でございます。

次に、高額医療費共同事業負担金は、国庫支出金と同様に拠出金の4分の1を見込んでおります。特定健康診査等負担金も国庫支出金と同様に県の負担分として見込んでおります。

7ページの共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金は、1億2,387万円としております。これは高額な医療となった場合に、県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度であります。平成25年度の実績見込み額が前年度より若干増加傾向であることを踏まえて、前年度と比べて934万2,000円の増額でございます。

次に、繰入金は9,579万3,000円で、一般会計からのルール分の繰り入れのほか、財政調整基金の繰り入れをした関係で前年度と比べて4,731万6,000円の増額でございます。

8ページの繰越金は106万7,000円で、前年度と比べて41万3,000円の減額でございます。

次に、諸収入は192万3,000円で、延滞金の前年度の実績額に応じて予算計上したことから17万1,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。11ページをごらんください。総務管理費は、1,006万1,000円でございます。内容といたしましては、国保連合会電算レセプト処理負担金等、一般事務費及び国保システム変更の関係で前年度と比べて564万4,000円の増額でございます。

11ページから12ページにかけてごらんください。

徴税費は、202万9,000円、運営協議会費は26万1,000円でございます。

12ページから14ページにかけてごらんください。国保の本体部分であります保険給付費でございます。一般被保険者療養給付費は、就学後から70歳までの方ですと7割の現物給付でございますが、6億3,766万円で、保険給付費の支出見込増により前年度と比べて1億1,482万円の増額でございます。

退職被保険者等療養給付費は、これも就学後から65歳までの方ですと7割給付の分でございますが8,206万円で、被保険者の減少で前年度と比べて1,063万円の減額でございます。

一般被保険者療養費は658万円、退職被保険者等療養費は107万円、審査支払手数料は211万2,000円でございます。

高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費は8,166万円で前年度と比べて1,183万円の増額、退職被保険者等高額療養費は1,019万円で前年度と比べて362万円の減額でございます。

一般被保険者高額介護合算療養費及び退職被保険者等高額介護合算療養費は、前年と同額でございます。

14ページの葬祭諸費は105万円で前年度と比べて15万円の増額でございます。移送費は、前年と同額でございます。

15ページの出産育児諸費の出産育児一時金及び支払手数料は、前年と同額でございます。

次に、後期高齢者支援金等は、各保険者が後期高齢者の医療費のうち患者負担分以外の部分の10分の4を支援するものであり、社会保険診療報酬支払基金の取りまとめとなります。

後期高齢者の医療費の増嵩の影響により、本年度は1億4,447万5,000円で前年度と比べて444万3,000円の増額でございます。

前期高齢者納付金等は、歳入でもありました前期高齢者交付金の逆で、65歳から74歳までの医療費について国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じ調整する仕組みであり竜王町国保としての負担金が19万5,000円でございます。

16ページの老人保健医療費拠出金は1万1,000円で、これは後期高齢者医療制度の施行に伴い廃止となった老人保健制度に係る平成20年3月診療分の精算や月おくれ、過誤返戻等による拠出金ですが、これらの業務はおおむね終了

しており、前年と同額でございます。

介護納付金は6,280万円で、これは国民健康保険税の介護納付金分と国県支出金などを合わせて社会保険診療報酬支払基金へ納付するものです。前年度と比べて33万円の増額でございます。

次に、共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金は2,570万円で、これは80万円以上の高額な医療費に対して県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度でございます。ただし、財源の一部として国及び県が4分の1ずつ負担しているものです。また、保険財政共同安定化事業拠出金は8,388万円で、これは、20万円を超え80万円未満の医療費が対象となり、県内市町の拠出金を財源として支給される制度でございます。

17ページから18ページの保健事業費については、国保の保険者として40歳以上の被保険者について特定健康診査等の実施が義務づけられましたことで特定健康診査等実施計画により、健診受診率向上に努めるとともに国保若年層の健康診査についても実施してまいりますことから、特定健康診査等事業費は、1,389万円、保健衛生普及費は648万7,000円でございます。基金積立金は、10万円で財政調整基金の利息分でございます。

次に、19ページの諸支出金の施設勘定繰出金は、歳入で国から収入しました特別調整交付金を施設勘定（歯科）予算へ繰り出すもので、歯科保健センター事業分の200万円でございます。

今後も、保健センターとともに国保被保険者の健康づくりや保健事業の推進及び情報提供など健康づくりの支援をさせていただき、もって、健康寿命の伸展と医療費の適正化に努め、国保財政健全運営にさらに努めたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議第27号、平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算の概要を申し上げ説明とさせていただきます。

続きまして、議第28号、平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

特別会計の歳入歳出予算に関する説明書23ページをごらんいただきたいと思います。

医科につきましては、平成26年度から指定管理者制度により管理運営を医療法人社団弓削メディカルクリニックにお願いすることから、会計全体が820万円となり前年度と比較しますと7,540万円の減額となります。

26ページの財産収入の46万5,000円は、財政調整基金の利息と保険調剤薬局への普通財産の貸し付けによるものです。

財政調整基金繰入金につきましては、平成26年度の指定管理料に支払うための費用として622万4,000円計上いたしております。

歳出でございますが、28ページに、診療施設の運営維持管理として総務費を743万円5,000円を計上いたしております。内訳として700万円が指定管理料でございます。

医科診療所では、新しく指定管理者制度を導入し、民間の医療機関のお力をお借りしまして、地域住民の健康保持増進と疾病予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、保健、福祉、医療の連携を図りながら地域に根差した医療・保健事業に努めてまいります。

次に歯科でございますが、33ページの外来収入は診療所運営の根幹をなし、4,051万3,000円を計上し、34ページの介護サービス収入については、110万2,000円を計上いたしております。

事業勘定繰入金の200万円は、歯科保健センター運営に対する国庫補助200万円の繰入金です。

次の、35ページの一般会計繰入金につきましては500万円でございます。

財政調整基金からの繰入金につきましては、管理用備品の購入分として91万5,000円を計上しております。

歳出でございますが、37ページから39ページの歯科診療所の施設管理費として、また、町民皆様の歯科保健を担っております歯科保健センターの管理費として、4,248万5,000円を計上しております。次の医業費では829万5,000円を計上いたしております。

40ページの基金積立金1万9,000円は、基金の利子です。公債費につきましては、一時金借入金利子として1,000円を計上しております。

本年度も、むし歯予防に効果が見られるフッ素塗布・フッ素洗口を継続し、「80歳になっても20本の健康な自分の歯を」という「8020運動」を目標に、保健センター、町内の歯科医院、医科診療所並びに医療機関、地域等との連携を図りながら、乳幼児から高齢者までを対象に健康づくりは、「健康な歯から」、「治療より予防」を合い言葉に診療業務と合わせて各ライフステージに合った歯科保健事業に努めてまいります。

また、在宅医療や糖尿病ケアにおいて医科と歯科の連携は大変重要であり、圏

域連携も視野に置きながら、事業推進に取り組んでまいります。

以上、まことに簡単ではございますが、議第28号、平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算の概要を申し上げ説明とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 徳谷上下水道課長。

○上下水道課長（徳谷則一） 続きまして、議第30号、平成26年度竜王町下水道事業特別会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては85ページを、特別会計の歳入歳出予算に関する説明書につきましては55ページをごらんください。

歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億3,760万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、400万円の減額となるものでございます。

歳入の関係でございますが、57ページのその主な収入といたしましては、農業集落排水及び公共下水道の使用料といたしまして、1億7,553万6,000円を計上させていただいております。その内容といたしましては、農業集落排水が883万6,000円と公共下水道が1億6,670万円であります。

次に、59ページの繰入金でございますが、一般会計からの繰入金2億9,857万5,000円を計上させていただいております。その内容といたしまして、農業集落排水事業分として1,799万5,000円、公共下水道事業分2億8,058万円として繰り入れるもので前年度比較では、834万6,000円の減額でございます。

次に、60ページの町債でございますが、1億6,260万円を計上させていただいております。その内容といたしましては、特定環境保全公共下水道事業債1億2,710万円と琵琶湖流域下水道事業債3,550万円であります。

前年度比較では、630万円の増額となるもので、これは、償還元金の増加による資本費平準化債の増額に伴うものでございます。

次に、62ページの歳出の関係でございますが、その主な支出といたしましては、農業集落排水事業の一般管理費及び施設管理費といたしまして、1,654万7,000円を計上させていただいております。前年度比較では、620万円の増額となるものです。これは、一般管理費及び施設管理費の委託料の増額によるものでございます。農業集落排水事業の内容といたしましては、電気代が238万円、農村下水道使用料等関連業務委託、管路清掃業務委託及び処理場等の管

理委託料等の委託料1,329万5,000円でございます。

次に、63ページの公共下水道事業費の一般管理費及び施設管理費といたしましては、1億962万6,000円を計上させていただいております。前年度比較では、479万7,000円の増額となるものです。これは、施設管理費及び県に支払います流域下水道維持管理負担金の増額によるものです。公共下水道事業の内容といたしましては、郵送料が108万円、人件費1,291万1,000円、電気代208万1,000円、施設修繕費339万円、公共下水道使用料等関連業務委託、流域投入点等水質検査及び施設の維持管理業務委託料等の委託料1,131万1,000円、また、県に支払います流域下水道維持管理負担金7,008万6,000円、公課費667万2,000円でございます。

次に、64ページの公共下水道管渠築造費といたしまして、2,744万2,000円を計上させていただいております。前年度比較としましては、982万5,000円の減額となるものです。その内容としましては、人件費が827万5,000円、大丸企業団地の下水道測量設計修正業務委託料50万7,000円、流域下水道事業建設負担金1,764万1,000円であります。

次に、65ページの公債費でございますが、4億8,348万5,000円を計上させていただいております。前年度比較では、517万2,000円の減額となるものです。これは、償還金利子の減額によるものでございます。その内容といたしましては、農業集落排水事業債・公共下水道事業債・流域下水道事業債の元金償還金が3億5,422万6,000円と、同利子償還金が1億2,895万9,000円、一時借入金利子が30万円であります。

次に、議案書の85ページ 第2条の地方債の関係でございますが、89ページの第2表に地方債の限度額といたしまして、1億6,260万円の予定をしているものでございます。

次に、第3条の一時借入金の最高額を5億円と定めているものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第30号、平成26年度竜王町下水道事業特別会計予算の概要を申し上げ説明とさせていただきます

○議長（蔵口嘉寿男） 松瀬住民福祉主監。

○住民福祉主監（松瀬徳之助） 続きまして、議第31号、平成26年度竜王町介護保険特別会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

お手元配付の特別会計の歳入歳出予算に関する説明書の77ページをごらんいただきたいと思います。

77ページの保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者保険料で、日本年金機構などで年金から徴収されます特別徴収保険料や普通徴収保険料などで、1億3,983万8,000円で、前年度に比べ266万1,000円の増となっております。

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が1億4,979万7,000円、ページをめくっていただきまして78ページ、調整交付金が2,760万6,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が150万3,000円、包括的支援事業・任意事業が570万4,000円のそれぞれルール分を計上しております。

支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料を原資に介護給付費交付金が2億3,351万円、地域支援事業支援交付金が174万4,000円を計上しております。

79ページの県支出金は、介護給付費負担金が1億1,189万7,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が75万1,000円、包括的支援事業・任意事業が285万2,000円のそれぞれルール分を計上しております。

財産収入は介護給付費準備基金の運用利子6万1,000円を計上しております。

80ページの繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れとして1億1,696万4,000円を計上しており、その内訳は介護給付費繰入金が1億64万4,000円、その他一般会計繰入金が1,271万5,000円、地域支援事業繰入金の介護予防事業が75万3,000円、包括的支援事業・任意事業が285万2,000円でございます。介護給付費準備基金からの繰入金として、431万円を計上しております。

82ページに移りまして、諸収入のうち、雑入として財政安定化基金貸付金4,195万4,000円を計上しております。これは介護給付費の増加により歳出総額に対して見込める歳入総額が不足しますことから、この不足額を埋めるため、県の財政安定化基金より貸し付けを受けるものでございます。

次に、歳出でございます。83ページをごらんください。総務管理費が126万円、賦課徴収費が99万9,000円でございます。

84ページに移りまして、介護認定に要する主治医意見書や認定調査委託費用、要介護認定申請に基づく認定調査や主治医意見書により要介護度を審査するために共同設置しております介護認定審査会への負担金を介護認定審査会費として6

59万6,000円を計上しております。

85ページからの保険給付費でございますが、要介護認定を受けられた方々の居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービスなどの介護サービス等諸費が7億4,460万円、要支援認定を受けられた方々の介護予防サービス、介護予防サービス計画などの介護予防サービス等諸費が3,461万円、88ページに移りまして、高額介護サービス等費が785万円、特定入所者介護サービス等費が1,624万円、高額医療合算介護サービス等費が87万円、その他の保険給付費を含め全体で8億525万9,000円を計上しております。

居宅介護サービスや施設介護サービス、地域密着型介護サービスに係る給付費が増加しており、保険給付費全体としては1億3,924万円の増額でございます。

89ページの地域支援事業費につきましては、介護予防事業費が601万5,000円で特定高齢者に対する介護予防教室や生活機能評価業務に係る委託料、一般高齢者に対する介護予防教室に係る委託料などでございます。

また、90ページの包括的支援事業・任意事業費が1,806万5,000円で、主に地域包括支援センター運営事業費のほか、配食サービス見守り事業や家族介護者支援事業に係る委託料でございます。

今後も、住民の皆様の健康づくり、特に介護予防の観点を重視した保健福祉サービスの充実に努め、御本人が自立して地域で安心して老後を送っていただけるよう支援をさせていただき、適正な介護保険の運営に努めたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議第31号、平成26年度竜王町介護保険特別会計予算の概要を申し上げ説明とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 徳谷上下水道課長。

○上下水道課長（徳谷則一） 続きまして、議第33号、平成26年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず、予算書の1ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、給水戸数につきまして3,900戸、年間総配水量につきまして180万立方メートル、1日平均給水量につきまして4,200立方メートル及び主な建設改良事業といたしまして、今後の年次計画に基づく管路更新事業を実施するに当たり、これに係る事業費につきまして1億594万円をそれぞれ予定するものでございます。

次に、第3条予算及び第4条予算につきましては、提出議案説明資料47ページの予算の概要によりまして御説明申し上げます。

第3条予算でございますが、収益的収入の予定額といたしまして、3億8,288万4,000円と定めたいものでございます。前年度と比較して5,861万円の増額でございます。

収益的支出の予定額といたしましては、3億8,132万3,000円と定めたいものでございます。前年度と比較して6,373万4,000円の増額でございます。

収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が2億9,939万円、営業外収益が6,162万4,000円、特別利益が2,187万円でございます。

営業収益の主な収入といたしまして、給水収益が2億9,520万円で前年度比較120万円の増額でございます。

営業外収益の主な収入といたしまして、補助金が2,347万6,000円で、前年度比較69万7,000円の減額、長期前受金戻入が3,576万円で皆増でございます。

特別利益の主な収入といたしまして、修繕引当金取崩額が2,186万円でこれも皆増でございます。

次に、収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が3億5,000万5,000円、営業外費用が1,605万円、特別損失が1,506万8,000円でございます。

営業費用の主な支出といたしまして、県水受水費が1億7,115万1,000円、減価償却費が8,075万2,000円、資産減耗費が1,550万円、人件費が2,896万2,000円、委託料が2,910万3,000円でございます。その他の営業費用につきましては、ごらんいただいているとおりでございます。営業外費用の主な支出といたしまして、支払利息が1,404万円などでございます。特別損失の主な支出といたしまして、貸倒引当金繰入額が1,327万1,000円でございます。

さらに、第4条予算でございますが、資本的収入の予定額といたしまして、854万4,000円と定めたいものでございます。前年度と比較して8,225万6,000円の減額でございます。

資本的支出の予定額といたしましては、1億2,525万3,000円と定めたいものでございます。前年度と比較して1,149万9,000円の減額でございます。

資本的収入の主な収入といたしまして、町からの建設改良に係る補助金が35

5万6,000円及び消火栓新設に係る他会計負担金が498万8,000円でございます。資本的支出の主な支出といたしまして、管路布設替工事等の設計委託料及び工事費に係る改良事業費が1億594万円、企業債償還金が1,345万2,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして1億1,670万9,000円の不足となりますが、これにつきましては、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填させていただくこととしております。

次に、予算書の2ページをごらんください。第5条で債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額といたしまして、水道事業包括業務委託を平成27年度から平成29年度までの期間、4,532万5,000円を限度額に、水道管理システム更新及び保守業務委託を平成27年度から平成28年度までの期間、371万6,000円を限度額とし、第6条で一時借入金の限度額を1,000万円に、第7条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費2,896万2,000円、交際費2万円に、第8条で一般会計から受ける補助金といたしまして2,703万2,000円、第9条でたな卸資産購入限度額を500万円に定めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第33号、平成26年度竜王町水道事業会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 議員派遣について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第33、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、本件は、そのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

本日の議事日程はこれで全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。  
大変御苦勞さまでございました。

散会 午後4時46分